

鹿屋市先端設備等導入計画認定要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市先端設備等導入計画認定要綱（平成30年鹿屋市告示第218号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第26条第1項及び第2項」を「第25条第1項及び第2項」に改める。

第7条第1項中「第27条第1項及び第2項」を「第26条第1項及び第2項」に改め、「様式第25」を「様式23」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 前2条の規定は、認定事業者から前項に規定する変更の申請があった場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「先端設備等導入計画に係る認定通知書（別記第1号様式。以下「認定通知書」という。）」とあるのは、「先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書（別記第3号様式）。」と、「認定申請書」とあるのは、「変更認定申請書」と、同条第2項中「先端設備等導入計画に係る不認定通知書（別記第2号様式。以下「不認定通知書」という。）」とあるのは「先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知書（別記第4号様式）」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。